

電波利用料 料額表 (令和4年10月1日改定)

1 個別免許の電波利用料 (電波法別表第6) 注: 広域使用電波を使用するものを除く。

無線局の区分			項詳細	金額 (年額)	無線局の区分			項詳細	金額 (年額)									
1 移動する無線局 (3の項から5の項まで及び8の項に掲げる無線局を除く。2の項において同じ。)	470MHz以下の周波数の電波を使用するもの	航空機局又は船舶局	1-01	400円	5 自動車、船舶その他の移動するものに開設し、又は携帯して使用するために開設する無線局であつて、人工衛星局の中継により無線通信を行うもの (8の項に掲げる無線局を除く。)	6 基幹放送局 (3の項及び8の項に掲げる無線局を除く。)	6000MHz以下の周波数の電波を使用するもの	テレビジョン放送局	6-A1	1,900円								
		その他のもの	1-02	400円				空中線電力が0.02W未満のもの	6-A2	195,600円								
	470MHzを超え3600MHz以下の周波数の電波を使用するもの	航空機局若しくは船舶局又はこれらの無線局が使用する電波の周波数と同一の周波数の電波のみを使用するもの	1-11	400円				空中線電力が0.02W以上2kW未満のもの	6-A3	195,600円								
			その他のもの	1-12				400円	設置場所が特定地域以外の区域内にあるもの	6-A4	105,833,900円							
		使用する電波の周波数の幅が6MHz以下のもの	1-1C1	700円				その他のもの	6-A5	596,312,200円								
			1-1C2	22,800円				空中線電力が10kW以上のもの	6-48	3,500円								
		使用する電波の周波数の幅が6MHzを超え15MHz以下のもの	1-1C3	2,153,700円				使用する電波の周波数の幅が100kHz以下のもの	6-49	79,500円								
			1-1C4	1,400円					空中線電力が200Wを超え50kW以下のもの	6-50	1,346,100円							
		使用する電波の周波数の幅が15MHzを超え30MHz以下のもの	1-1C5	22,800円				使用する電波の周波数の幅が100kHzを超えるもの	6-51	3,500円								
			1-1C6	6,598,400円					空中線電力が20Wを超え5kW以下のもの	6-52	79,500円							
使用する電波の周波数の幅が30MHzを超えるもの	1-1C7	3,100円	6000MHzを超える周波数の電波を使用するもの	6-53	1,346,100円													
	1-1C8	22,800円		空中線電力が5kWを超えるもの	6-54	1,900円												
	1-1C9	8,606,500円																
3600MHzを超え6000MHz以下の周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が100MHz以下のもの	1-09	400円	7 第5条第5項に規定する受信障害対策中継放送をする無線局、多重放送をする無線局及び基幹放送以外の放送をする無線局 (3の項及び8の項に掲げる無線局を除く。)	5 第5条第5項に規定する受信障害対策中継放送をするもの及び多重放送をするもの	7-55	400円											
		使用する電波の周波数の幅が100MHzを超えるもの	1-10					102,300円	その他のもの	7-E1	1,900円							
	6000MHzを超える周波数の電波を使用するもの	1-11	400円															
2 移動しない無線局であつて、移動する無線局又は携帯して使用するための受信設備と通信を行うために陸上に開設するもの (6の項及び8の項に掲げる無線局を除く。)	470MHz以下の周波数の電波を使用するもの	空中線電力が0.01W以下のもの	2-J1	3,100円	8 実験等無線局及びアマチュア局	9 その他の無線局	470MHz以下の周波数の電波を使用するもの	第103条の2第15項第2号に掲げるものであつて、54MHzを超え70MHz以下の周波数の電波を使用するもの (当該無線局の免許人が市町村 (特別区を含む。) であるものに限る。)	住民に対して災害情報等を直接伝達するために無線通信を行うものであつて、専ら一の特定の無線局 (第103条の2第15項第2号に掲げるものであつて、54MHzを超え70MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。) のみを通信の相手方とするもの	9-F1	500円							
		空中線電力が0.01Wを超えるもの	2-J2	6,400円								その他のもの	9-F2	18,700円				
	470MHzを超え3600MHz以下の周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が6MHzを超えるものであつて、電波を放射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間当該周波数の電波を放射しないことを確保する機能を有するもの	設置場所が第1地域の区域内にあるもの	2-12								97,600円	470MHzを超え3600MHz以下の周波数の電波を使用するもの	その他のもの	使用する電波の周波数の幅が3MHz以下のもの	設置場所が第1地域の区域内にあるもの	9-57	45,000円
			設置場所が第2地域の区域内にあるもの	2-13								53,200円						
	3600MHzを超え6000MHz以下の周波数の電波を使用するもの	その他のもの	設置場所が第3地域の区域内にあるもの	2-14								17,600円	3600MHzを超え6000MHz以下の周波数の電波を使用するもの	その他のもの	使用する電波の周波数の幅が3MHzを超えるもの	設置場所が第3地域の区域内にあるもの	9-59	3,394,400円
			設置場所が第4地域の区域内にあるもの	2-15								9,000円				設置場所が第4地域の区域内にあるもの	9-60	698,700円
	6000MHzを超える周波数の電波を使用するもの	空中線電力が0.01W以下のもの	2-16	3,100円								6000MHzを超える周波数の電波を使用するもの	その他のもの	使用する電波の周波数の幅が3MHz以下のもの	設置場所が第1地域の区域内にあるもの	9-61	249,400円	
			2-17	22,800円											設置場所が第2地域の区域内にあるもの	9-62	25,017,200円	
		2-18	3,100円	設置場所が第3地域の区域内にあるもの											9-63	12,508,900円		
		2-19	6,400円	設置場所が第4地域の区域内にあるもの											9-64	2,502,300円		
3 人工衛星局 (8の項に掲げる無線局を除く。)	470MHz以下の周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が3MHz以下のもの	3-H1	5,700円	3 人工衛星局 (8の項に掲げる無線局を除く。)	3600MHzを超え6000MHz以下の周波数の電波を使用するもの	放送の業務の用に供するもの	設置場所が第1地域の区域内にあるもの	9-K3	358,000円								
			3-H2	754,500円				設置場所が第2地域の区域内にあるもの	9-K4	45,000円								
	使用する電波の周波数の幅が3MHzを超えるもの	3-21	7,545,900円	設置場所が第3地域の区域内にあるもの				9-K5	6,763,600円									
		3-22	299,465,400円	設置場所が第4地域の区域内にあるもの				9-K6	3,394,400円									
	3600MHzを超え6000MHz以下の周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が3MHz以下のもの	3-23	342,400円				3600MHzを超え6000MHz以下の周波数の電波を使用するもの	その他のもの	使用する電波の周波数の幅が3MHz以下のもの	設置場所が第1地域の区域内にあるもの	9-75	219,713,400円					
			3-24	42,344,600円							設置場所が第2地域の区域内にあるもの	9-76	109,868,800円					
		使用する電波の周波数の幅が3MHzを超え200MHz以下のもの	3-25	224,927,700円							設置場所が第3地域の区域内にあるもの	9-77	22,038,600円					
3-26			321,321,800円	設置場所が第4地域の区域内にあるもの	9-78	7,437,600円												
6000MHzを超える周波数の電波を使用するもの		3-27	5,700円	使用する電波の周波数の幅が3MHzを超える30MHz以下のもの	9-79	543,181,600円												
4 人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局 (5の項及び8の項に掲げる無線局を除く。)	6000MHz以下の周波数の電波を使用するもの	使用する電波の周波数の幅が3MHz以下のもの	4-28	4,633,600円	4 人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局 (5の項及び8の項に掲げる無線局を除く。)	使用する電波の周波数の幅が30MHzを超える300MHz以下のもの	使用する電波の周波数の幅が30MHzを超えるもの	設置場所が第1地域の区域内にあるもの	9-80	271,603,200円								
			4-29	2,319,800円				設置場所が第2地域の区域内にあるもの	9-81	54,385,500円								
	使用する電波の周波数の幅が3MHzを超え50MHz以下のもの	4-30	468,300円	設置場所が第3地域の区域内にあるもの				9-82	18,219,700円									
		4-31	159,900円	設置場所が第4地域の区域内にあるもの				9-83	18,700円									
	使用する電波の周波数の幅が50MHzを超え100MHz以下のもの	4-32	31,673,200円	6000MHzを超える周波数の電波を使用するもの				その他のもの	使用する電波の周波数の幅が3MHz以下のもの	設置場所が第1地域の区域内にあるもの	9-84	543,181,600円						
		4-33	15,839,600円								設置場所が第2地域の区域内にあるもの	9-85	271,603,200円					
	使用する電波の周波数の幅が100MHzを超えるもの	4-34	3,172,400円	6000MHzを超える周波数の電波を使用するもの				その他のもの	使用する電波の周波数の幅が3MHz以下のもの	設置場所が第3地域の区域内にあるもの	9-86	54,385,500円						
		4-35	550,800円								設置場所が第4地域の区域内にあるもの	9-87	18,219,700円					
	使用する電波の周波数の幅が50MHzを超え100MHz以下のもの	4-36	432,387,300円	6000MHzを超える周波数の電波を使用するもの				その他のもの	使用する電波の周波数の幅が3MHz以下のもの	設置場所が第1地域の区域内にあるもの	9-88	18,700円						
		4-37	216,196,500円								設置場所が第2地域の区域内にあるもの	9-89	271,603,200円					
使用する電波の周波数の幅が100MHzを超えるもの	4-38	43,243,900円	6000MHzを超える周波数の電波を使用するもの	その他のもの	使用する電波の周波数の幅が3MHz以下のもの	設置場所が第3地域の区域内にあるもの	9-90	54,385,500円										
	4-39	9,140,500円					設置場所が第4地域の区域内にあるもの	9-91	18,219,700円									
使用する電波の周波数の幅が100MHzを超えるもの	4-40	870,249,900円	6000MHzを超える周波数の電波を使用するもの	その他のもの	使用する電波の周波数の幅が3MHz以下のもの	設置場所が第1地域の区域内にあるもの	9-92	543,181,600円										
	4-41	435,127,600円					設置場所が第2地域の区域内にあるもの	9-93	271,603,200円									
使用する電波の周波数の幅が100MHzを超えるもの	4-42	87,030,300円	6000MHzを超える周波数の電波を使用するもの	その他のもの	使用する電波の周波数の幅が3MHz以下のもの	設置場所が第3地域の区域内にあるもの	9-94	54,385,500円										
	4-43	18,278,600円					設置場所が第4地域の区域内にあるもの	9-95	18,219,700円									
6000MHzを超える周波数の電波を使用するもの	4-44	159,900円																

(備考)

- この表において「設置場所」とは、無線局の無線設備の設置場所をいう。
- この表において「第1地域」とは、東京都の区域 (第4地域を除く。) をいう。
- この表において「第2地域」とは、大阪府及び神奈川県 (第4地域を除く。) をいう。
- この表において「第3地域」とは、北海道及び京都府並びに神奈川県以外の県の区域 (第4地域を除く。) をいう。
- この表において「第4地域」とは、離島振興法 (昭和28年法律第72号) 第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 (令和3年法律第19号) 第2条第1項に規定する過疎地域並びに奄美群島振興開発特別措置法 (昭和29年法律第189号) 第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法 (昭和44年法律第79号) 第4条第1項に規定する小笠原諸島及び沖繩振興特別措置法 (平成14年法律第14号) 第3条第3号に規定する離島の区域をいう。
- この表において「特定地域」とは、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域をいう。
- 6000MHz以下の周波数及び6000MHzを超える周波数のいずれの電波も使用する無線局は、当該無線局が使用する電波のうち6000MHz以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。

8 470MHz以下の周波数及び470MHzを超え3600MHz以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局は、当該無線局が使用する電波のうち470MHzを超え3600MHz以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、次のイ及びロに掲げる無線局に係る同表の右欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち470MHz以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の右欄に掲げる金額とを合算した金額から、当該イ及びロに定める金額を控除した金額とする。

- イ 1の項に掲げる無線局 300円 ・ロ 9の項に掲げる無線局 500円

9 470MHz以下の周波数及び3600MHzを超え6000MHz以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局は、当該無線局が使用する電波のうち3600MHzを超え6000MHz以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、9の項に掲げる無線局に係る同表の右欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち470MHz以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の右欄に掲げる金額とを合算した金額から、500円を控除した金額とする。

10 470MHzを超え3600MHz以下の周波数及び3600MHzを超え6000MHz以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局は、当該無線局が使用する電波のうち470MHzを超え3600MHz以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、次のイ及びロに掲げる無線局に係る同表の右欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち3600MHzを超え6000MHz以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の右欄に掲げる金額とを合算した金額から、当該イ及びロに定める金額を控除した金額とする。

- イ 3の項に掲げる無線局 5,700円 ・ロ 9の項に掲げる無線局 500円

11 前3号の規定にかかわらず、470MHz以下の周波数、470MHzを超え3600MHz以下の周波数及び3600MHzを超え6000MHz以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局は、470MHzを超え3600MHz以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、1の項に掲げる無線局に係る同表の右欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と、当該無線局が使用する電波のうち470MHz以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の右欄に掲げる金額及び当該無線局が使用する電波のうち3600MHzを超え6000MHz以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の右欄に掲げる金額とを合算した金額から、600円を控除した金額とする。

12 1の項、2の項及び4の項から6の項までに掲げる無線局のうち広域使用電波を使用する広域開設無線局であるものに係るこの表の右欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、1の項に掲げる無線局にあつては300円、2の項に掲げる無線局にあつては200円、4の項から6の項までに掲げる無線局にあつては400円とする。

13 特定の無線局区分の無線局又は高周波利用設備からの混音その他の妨害を許容することが免許の条件又は周波数割当計画における周波数の使用に関する条件とされている無線局その他のこの表をそのまま適用することにより同等の機能を有する他の無線局との均衡を著しく失ふこととなると認められる無線局として総務省令で定めるものは、その使用する電波の周波数の幅をこれの1/2に相当する幅とみなして、同表を適用する。

2 広域使用電波の電波利用料（広域使用電波を使用する免許人の負担額：電波法第103条の2第2項に係るものに限る。）

【電波法別表7に定める使用区域に応じた係数】

区域	係数
1 北海道の区域	0.0277
2 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の区域	0.0459
3 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県の区域	0.4703
4 新潟県及び長野県の区域	0.0227
5 富山県、石川県及び福井県の区域	0.0156
6 岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域	0.1196
7 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域	0.1636
8 鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の区域	0.0386
9 徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域	0.0199
10 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域	0.0682
11 沖縄県の区域	0.0079
12 1の項から4の項までに掲げる区域を合わせた区域	0.5666
13 5の項から11の項までに掲げる区域を合わせた区域	0.4334
14 1の項から11の項までに掲げる区域を合わせた区域	1.0000
15 自然的経済的諸条件を考慮して3の項に掲げる区域を総務省令で定める2の区域に分割した場合におけるそれぞれの区域	0.2352
16 自然的経済的諸条件を考慮して7の項に掲げる区域を総務省令で定める2の区域に分割した場合におけるそれぞれの区域	0.0818
備考 別表第6備考第5号に規定する第4地域及び電波の利用の程度が同号に規定する第4地域と同等であると認められる区域として総務省令で定めるものに開設される広域開設無線局のみに使用させる広域使用電波に係るこの表の右欄に掲げる係数は、同欄に掲げる数値の10分の1に相当する数値とする。	

【電波法別表8に定める使用区分に応じた料額】

広域使用電波の区分（1MHzあたり）			金額（年額）
別表第6の1の項又は2の項に掲げる無線局に係る広域使用電波	電気通信業務を行うことを目的とする無線局に係るもの	3600MHz以下の周波数のもの	132,111,100円
		2025MHzを超え2100MHz以下又は2200MHzを超え2290MHz以下の周波数のもの	132,111,100円
	その他のもの	2545MHzを超え2655MHz以下の周波数のもの	32,857,000円
		その他のもの	32,857,000円
	3600MHzを超える周波数のもの	1,772,600円	
別表第6の4の項又は5の項に掲げる無線局に係る広域使用電波			132,111,100円
別表第6の6の項に掲げる無線局に係る広域使用電波			3,124,300円
備考 広域使用電波のうち、広域開設無線局及び広域開設無線局以外の無線局のいずれにも使用させるものとして総務大臣が指定するものに係るこの表の右欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額の1/2に相当する金額とする。			6,418,400円

広域使用電波を使用する場合、国に納めていただく電波利用料の額は、以下により算出した金額の合計額となります。

（使用する広域使用電波の周波数の幅(MHz)） × （電波法別表7に定める使用区域に応じた係数） × （広域使用電波の料額）

3 包括免許の電波利用料（電波法第103条の2第5項及び第6項）注：広域使用電波を使用する電波法第27条の2第1号に係るものを除く。

無線局の種類	料額区分	金額（年額）
広域使用電波を使用しない電波法第27条の2第1号に係る特定無線局	10-1	360円
広域使用電波を使用する無線局を通信の相手方とする電波法第27条の2第1号に係る特定無線局	10-2	150円
電波法第27条の2第2号に係る特定無線局	前掲の個別免許の電波利用料の無線局の区分に従い同表の金額欄に掲げる金額とする。	

4 同等特定無線局区分に該当する包括免許の電波利用料（電波法第103条の2第7項及び8項）注：広域使用電波を使用する電波法第27条の2第1号に係るものに限る。

無線局の種類	料額区分	金額（年額）
広域使用電波を使用する電波法第27条の2第1号に係る特定無線局	10-2	150円

広域使用電波を使用する携帯電話等の包括免許の無線局については、料額算定に当たり、納付を求める包括免許数に、極めて稠密に利用しているシステムの周波数当たりの利用状況を勘案した上限額を設定し、上限額を超える部分については納付を求めないこととしております。具体的な納付の上限額は、以下の計算式で算定します。

上限額＝150円×【10月末日に開設している特定無線局が使用する広域使用電波の周波数の幅(MHz)】×【別表第7の左欄に掲げる区域に応じた同表の右欄に掲げる係数】×【40万局（電波の有効利用の程度を勘案して総務省令で定める1MHz当たりの特定無線局の数）】

5 包括登録の電波利用料（電波法第103条の2第5項、第6項及び別表第9）

無線局の種類	料額区分	金額（年額）			
包括登録に係る無線局	10-3	400円			
移動しない包括登録に係る無線局	1 3600MHz以下の周波数の電波を使用する無線局のうち使用する電波の周波数の幅が6MHzを超えるもの	空中線電力が10mW以下のもの	設置場所が第1地域の区域内にあるもの	10-4	5,980円
			設置場所が第2地域の区域内にあるもの	10-5	3,560円
			設置場所が第3地域の区域内にあるもの	10-6	1,110円
			設置場所が第4地域の区域内にあるもの	10-7	660円
	空中線電力が10mWを超えるもの	設置場所が第1地域の区域内にあるもの	10-a	97,600円	
		設置場所が第2地域の区域内にあるもの	10-b	53,200円	
		設置場所が第3地域の区域内にあるもの	10-c	17,600円	
		設置場所が第4地域の区域内にあるもの	10-d	9,000円	
2 1の項に掲げる無線局以外の無線局	10-8	3,560円			
備考 この表において「設置場所」、「第1地域」、「第2地域」、「第3地域」又は「第4地域」とは、それぞれ電波法別表第6備考第1号から第5号までに規定する「設置場所」、「第1地域」、「第2地域」、「第3地域」又は「第4地域」をいう。					

※ 納入告知書の表面左辺に記載されている無線局の内訳表内の項詳細・料額区分の番号は、この表の項詳細・料額区分に対応し、どの無線局の区分欄に該当するかを表しています。

※ 詳しくは、電波利用ホームページをご覧ください (<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/sum/index.htm>)。